

プレスリリース [2022 年 5 月 27 日]

(計 1 枚)

高額介護サービス費の算定誤りについて

介護保険サービスを利用した際、1 か月の自己負担額の合計が一定の上限額を超えた場合は、利用者からの申請に基づき、上限額との差額を高額介護サービス費として支給しています。

このたび、高額介護サービス費の算定において誤りがあり、一部の方の支給金額が本来よりも少なく支給されていたことが判明しました。

市民の皆さまに深くお詫び申し上げるとともに、速やかに追加支給を行い、再発防止の徹底に努めてまいります。

■ 概要

高額介護サービス費のシステム上の算定において、特定の公費負担医療制度利用者の自己負担額が含まれていなかったため、本来より少ない支給額となっています。

■ 追加支給対象

対象期間： 2020 年 5 月～2021 年 12 月利用分

対象人数： 99 人

対象金額： 882,238 円

■ 市の対応

対象者に、追加支給のお詫びとご案内の通知を送付します。

介護保険システムを改修し、5 月末を目途に追加支給を行います。

■ 再発防止策

制度改正に伴う適用条件の確認、システムへの影響調査等を入念に行います。

■ 本件に関するお問い合わせ先

いきいき生活部 介護保険課 課長 黒澤 TEL 042-724-4366